

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の代替住宅用地又は代替家屋等に係る固定資産税の特例制度の概要、添付書類についてのご案内

一 関 市

**【代替土地の特例（地方税法附則第 56 条第 10 項）】**

被災住宅用地(注1)の所有者が住宅を再建するために新たに土地を取得し、その土地が被災住宅用地に代わるものである事を一関市長が認めた場合、新たに取得した土地に住宅が未建築であっても、被災住宅用地に相当する面積の固定資産税について、取得後3年度分、当該土地に住宅用地の特例を適用し、課税標準額を小規模住宅用地は1/6、一般住宅用地は1/3(注2)とし固定資産税を軽減します。

(注1)「被災住宅用地」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地として利用され、平成23年度分の固定資産税について、住宅用地の特例(課税標準額を小規模住宅用地については1/6、一般住宅用地については1/3に減額する措置)を受けていた土地をいいます。

(注2)「小規模住宅用地」とは、200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡の部分)をいいます。また、「一般住宅用地」とは、小規模住宅用地以外の住宅用地の事をいいます。例えば、300㎡の住宅用地(一戸建住宅の敷地)であれば200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡が一般住宅用地となります。

☆特例の対象となるのは以下の方です。

- ① 被災住宅用地の所有者(共有名義での所有を含みます。)
- ② 被災住宅用地の所有者の方に相続があった場合、その相続人
- ③ 被災住宅用地所有者の三親等内の親族で土地を新たに取得し、当該土地の上に新築される家屋に、被災土地所有者と同居する予定の方
- ④ 被災住宅用地を所有していた法人の合併又は分割により設立された法人

☆特例の対象となる取得期間は以下のとおりです。

平成23年3月11日から令和8年3月31日

この特例を受けようとする方は、以下の書類を添付のうえ、特例適用申告書を提出して下さい。但し、被災住宅用地が一関市内にある場合は、添付書類の提出は必要ありません。

- ① 被災家屋所在市町村が発行したり災(被災)証明書
- ② 被災家屋の処分を確認できる書類(「解体契約書」の写し、「売買契約書」の写し等)
- ③ 平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書(被災住宅用地及び被災家屋の内容を確認させていただきます。)
- ④ 戸籍謄本の写し(被災住宅用地所有者の三親等内の親族の方が申請する場合)

裏面に続きがあります

- ⑤ 住民票（被災住宅用地所有者の三親等内の親族の方が申請する場合）
- ⑥ 法人の登記簿謄本（合併又は分割により設立された法人が申請する場合）

※上記以外にも書類を提出していただく場合があります。

**【代替家屋等の特例（地方税法附則第 56 条第 11 項）】**

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が取得した家屋で、代替家屋である事を一関市長が認めた場合、もしくは当該損壊した家屋を改築した場合、被災家屋の床面積相当分について当該家屋の固定資産税を一定期間減額します。

（最初の 4 年度分→1/2 相当額を減額、その後の 2 年度分→1/3 相当額を減額）

※代替家屋は被災家屋と種類、用途が同一のものに限ります。

☆特例の対象となるのは以下の方です。

- ① 被災家屋の所有者（共有名義での所有を含みます。）
- ② 被災家屋の所有者の方に相続があった場合、その相続人
- ③ 被災家屋所有者の三親等内の親族で、被災家屋所有者と同居している方
- ④ 被災家屋を所有していた法人の合併又は分割により設立された法人

☆特例の対象となる取得期間は以下のとおりです。

平成 23 年 3 月 11 日から令和 8 年 3 月 31 日

この特例を受けようとする方は、以下の書類を添付のうえ、特例適用申告書を提出して下さい。但し、被災住宅家屋が一関市内にある場合は、添付書類の提出は必要ありません。

- ① 被災家屋所在市町村が発行したり災（被災）証明書
- ② 平成 23 年度固定資産課税台帳登録事項証明書（被災家屋の内容を確認させていただきます。）
- ③ 被災家屋の処分を確認できる書類（「解体契約書」の写し、「売買契約書」の写し等）
- ④ 戸籍謄本の写し（被災家屋所有者の三親等内の親族の方が申請する場合）
- ⑤ 住民票（被災家屋所有者の三親等内の親族の方が申請する場合）
- ⑥ 法人の登記簿謄本（合併又は分割により設立された法人が申請する場合）

※上記以外にも書類を提出していただく場合があります。

☆お問い合わせ先

一関市総務部税務課 0191-21-2111

代替土地の特例に関するお問い合わせ : 土地課税係 内線 8254~8256

代替家屋等の特例に関するお問い合わせ:家屋・償却資産課税係 内線 8251~8253